

岩手県告示第383号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年5月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年4月20日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 伸和ハウス株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市竹山町3番9号
    - ウ 代表者の氏名 佐藤美智男
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第3415号
  - (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年3月29日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年2月26日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社佐藤組
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡岩泉町小本字鉦305番地1
    - ウ 代表者の氏名 佐藤浪子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－28）第7192号
  - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年2月8日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年12月23日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 横田建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡田野畑村巢合25番地
    - ウ 代表者の氏名 横田雅明
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－28）第7916号
  - (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年12月9日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年4月19日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 佐々木建築
    - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市気仙町字水上105番地1
    - ウ 代表者の氏名 佐々木健二
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－28）第9400号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年4月16日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法

第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和3年4月21日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社杜陽住建

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市高松二丁目10番1号

ウ 代表者の氏名 坂水広美

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第9527号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年4月20日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和3年4月21日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社興建ハウジング

イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市米崎町字堂の前31番地

ウ 代表者の氏名 佐藤登

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第90147号

(3) 処分の内容 建築工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年4月6日付けで建築工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和3年4月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 八幡建築

イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町大槌第16地割20番地33

ウ 代表者の氏名 八幡實

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第110125号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年4月8日付けで建築工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。